

2023 年 11 月

1. GST 課税対象となる事業活動内容の登録義務化（GST 還付金を継続して受け取っている個人事業主または企業が対象）

2023 年 11 月 7 日、ニュージーランド国税局（IRD）より、GST 還付金を継続して受け取っている事業に対し、GST 課税対象となる活動（Taxable activities）の登録を義務付けるとの発表がありました。対象となる事業主は以下の通りとなります。

① GST 登録時から、GST 還付金を 12 か月～24 か月間継続的にまたは頻繁に受け取っている事業主

上記の要件に当てはまる場合、IRD から個別にレターが発行されるとの発表がありました（ただし、レター発行予定日及び内容については現時点で発表されていません）。

② 直近過去 3 年間で、GST 還付金を継続的にまたは頻繁に受け取っている事業主

上記の要件に当てはまる場合、IRD から個別にレターが発行されるとの発表がありました（ただし、レター発行予定日については現時点で発表されていません）。その上で、以下の対応が必要となります。

- GST 課税対象となる事業活動内容の詳細と、なぜ GST 還付が続いている（続いていた）のか IRD へ説明
- 過去の GST 申告内容にエラーがあった場合、IRD へ任意での通知及び修正申告
- GST 課税対象となる事業活動を行っていない場合、GST 登録の解除と過去分の修正を含めた最終 GST 申告

お問い合わせ先

Fair Consulting New Zealand Limited

Level 33, 23-29 Albert Street, Auckland, New Zealand 1010

Tel : +64 9 985 5614

Web : <https://www.faircongrp.com/>

花本 聡子

準オーストラリア国・ニューージーランド国勅許会計士

E-Mail : sa.hanamoto@faircongrp.com

「FCG ニューージーランド ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG ニューージーランド ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG ニューージーランド ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。